

随意契約の理由書一覧 令和8年8月分

契約日	件 名	契約金額 (税込)円	契約業者名	工 期	随意契約理由 自治令第167条 の2第1項
8月3日 (◎)	大田区役所本庁舎各種改修工事	848,848,000	大田建設業協同組合	令和12年11月29日	2号
8月7日 (◎)	大田区立特別養護老人ホーム蒲田ほか4施設昇降機設備改修工事	203,500,000	東芝エレベータ株式会社 東京支社	令和10年8月31日	2号
8月18日	旧六郷用水4流れ系及び洗足流れ蟬山橋制御盤修繕工事	7,480,000	株式会社第一テクノ	令和9年3月15日	2号

※ 自治令第167条の2第1項第2号

契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

自治令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき

自治令第167条の2第1項第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき

自治令第167条の2第1項第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

自治令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

◎の案件については大田区議会の議決に付すべき契約、財産または公の施設に関する条例第二条により

仮契約とし、区議会の同意を得たときに本契約が成立するものとする。